

各種税申告のお知らせ

申告会場は、「市民会館」です！

昨年に引き続き、**全ての税の申告受付会場が「市民会館」となります**ので、ご注意ください。※市・県民税については出張会場でも行います。詳しくは、各申告受付の「とき」「ところ」をご覧ください。

申告受付は市民会館 **所得税及び復興特別所得税** など

問合せ：大垣税務署 (☎78-4101 自動音声案内 2番を選択)

大垣税務署は、所得税及び復興特別所得税・消費税・贈与税の申告受付を次のとおり行います。

※とき／2月18日(月)～3月15日(金)の平日
午前9時～午後5時 ※受付終了時間は午後4時

※ところ／市民会館3階大会議室 ※期間中、税務署には申告会場を設けていません



【パソコンやスマホで申告できます】

今年の1月から、マイナンバーカードやカードリーダーをお持ちでない人も、パソコンやスマートフォンから「ID」と「パスワード」を使用して、e-Taxで確定申告ができるようになりました。

IDとパスワードは、税務署の窓口で、職員と対面による本人確認を行った後に発行してお

りますので、発行を希望する人は、運転免許証・健康保険証などの本人確認書類をお持ちのうえ、税務署にお越しください。

【税務署での申告相談は事前予約を】

税務署での所得税及び復興特別所得税の申告相談(2月18日～3月15日はのぞく)は、電話による事前予約が必要です。なお、予約状況によって、お受けできない場合があります。

【住宅借入金等特別控除説明会】

※対象／返済期間10年以上の借入金で住宅を取得、または増改築した人で平成30年中に入居した人 ※認定長期優良住宅の場合は、借入金を利用していない人も含む

※とき／2月13日(水)～15日(金)
①午前9時30分～正午、②午後1時～4時 ※受付終了時間は、①は午前11時30分、②は午後3時30分

※ところ／市民会館3階大会議室

※持ち物／土地・家屋の登記事項証明書、契約書など取得金額が分かる書類の写し、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、源泉徴収票(原本)、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、印

鑑、筆記具、電卓など ※認定長期優良住宅の場合は、長期優良住宅建築等計画の認定通知書の写し、住宅用家屋証明書または認定長期優良住宅建築証明書も必要

※備考／申告書の提出可。内容によっては控除を受けられない場合あり

【税理士による無料税務相談】

※とき／2月13日(水)～21日(木)の平日 ①午前9時30分～正午 ②午後1時～4時 ※受付終了時間は、①は午前11時 ②は午後3時

※ところ／イオンタウン大垣イースト棟2階コミュニティホール(三塚町)

※内容／税理士による所得税及び復興特別所得税(譲渡所得を除く)についての無料相談

※申告会場や説明・相談会での受け付けは、混雑の状況により、早めに終了する場合がありますのでご注意ください

申告受付は市民会館と出張会場 **市・県民税**

問合せ：課税課市民税グループ (☎47-8179)

市は、市・県民税の申告受付を次のとおり行います。

申告書は、「申告書の手引」や前年の控えを参考に、ご自分で作成し、提出してください。なお、所得税の確定申告をすれば市・県民税の申告は必要ありません。

※とき／2月18日(月)～3月15日(金)の平日 午前9時～午後4時

※ところ／市民会館2階会議室 ※期間中、市役所には申告会場を設けていません

※持ち物／マイナンバーに係る本人確認書類、源泉徴収票(原本)、社会保険料・生命保険料・地震保険料控除などに必要な書類(保険料の控除証明書など)、医療費控除に必要な書類(医療費支払領収書・補てん金額が分かる書類など)、申告者本人名義の振込口座番号が分かるもの、印鑑、筆記具、電卓など

市・県民税の出張申告受付

とき ※9:00～16:00	ところ
2/1(金)	市民会館2階 会議室
2/4(月)・5(火)	西部研修センター 多目的ホール
2/6(水)	墨俣地域事務所1階 大会議室
2/7(木)・8(金)	青墓地区センター 多目的ホール
2/12(火)・13(水)	上石津地域事務所2階 2-1会議室
2/14(木)・15(金)	中川地区センター1階 多目的ホール

※今年は、南部子育て支援センターの代わりに市民会館で申告受付を行いますのでご注意ください

市・県民税の申告書を郵送で提出する場合

申告書は、郵送でも提出することができます。

※郵送先／大垣市役所課税課 (〒503-8601 丸の内2-29)

※注意点／(1)申告書に必要事項を記入し、署名・押印してください

(2)左下の記事「マイナンバーの記入と本人確認書類」の①～③いずれかの写しを同封してください (3)源泉徴収票や控除証明書などの資料はすべて同封してください (4)資料の返却を希望される場合は、必要金額分の切手を貼り、送付先を記載した返信用封筒を同封してください



マイナンバーの記入と本人確認書類

いずれの申告にも必要です！

社会保障・税番号(マイナンバー)制度により、申告書には申告者の個人番号の記入が必要です。また、配偶者控除及び扶養親族を申告する場合は、配偶者などの個人番号の記入が必要です。

申告書の提出に当たっては、本人確認のため、申告者本人の①～③のいずれかの書類をお持ちください。

社会保障・税番号(マイナンバー)制度に係る本人確認書類
①個人番号カード(両面)
②通知カードと本人確認ができる資料
③個人番号が記載された住民票(写し)と本人確認ができる資料

※確定申告および市・県民税、償却資産の申告で、代理人による提出の場合は、①～③いずれかの写しが必要です ※本人確認ができる資料とは、運転免許証、パスポート、公的医療保険の被保険者証などです

マイナンバーカードの申請をお手伝いします

市は、マイナンバーカード発行の申請書を作成するお手伝いを市役所1階の窓口サービス課で行っています。申請の方法が分からないなど、お困りの人はぜひご利用ください。

詳しくは、窓口サービス課(☎47-8764)へ。

必要書類
①マイナンバーカード交付申請書 ※
②写真(縦4.5cm×横3.5cm) ※正面・無帽・無背景で、直近6か月以内に撮影したもの。白黒の写真でも可
③次の本人確認書類(AまたはB)
A 官公庁発行で顔写真付きの書類(原本)の場合…1点 運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)、パスポート、身体障害者手帳、在留カード など
B 顔写真なしの書類(原本)の場合…2点 健康保険証、介護保険証、医療受給者証、年金手帳、預金通帳、学生証 など

※お手元に申請書がない人は、本人又は同一世帯の人に限り、申請書を再発行します。上記必要書類②、③を持参してください。